

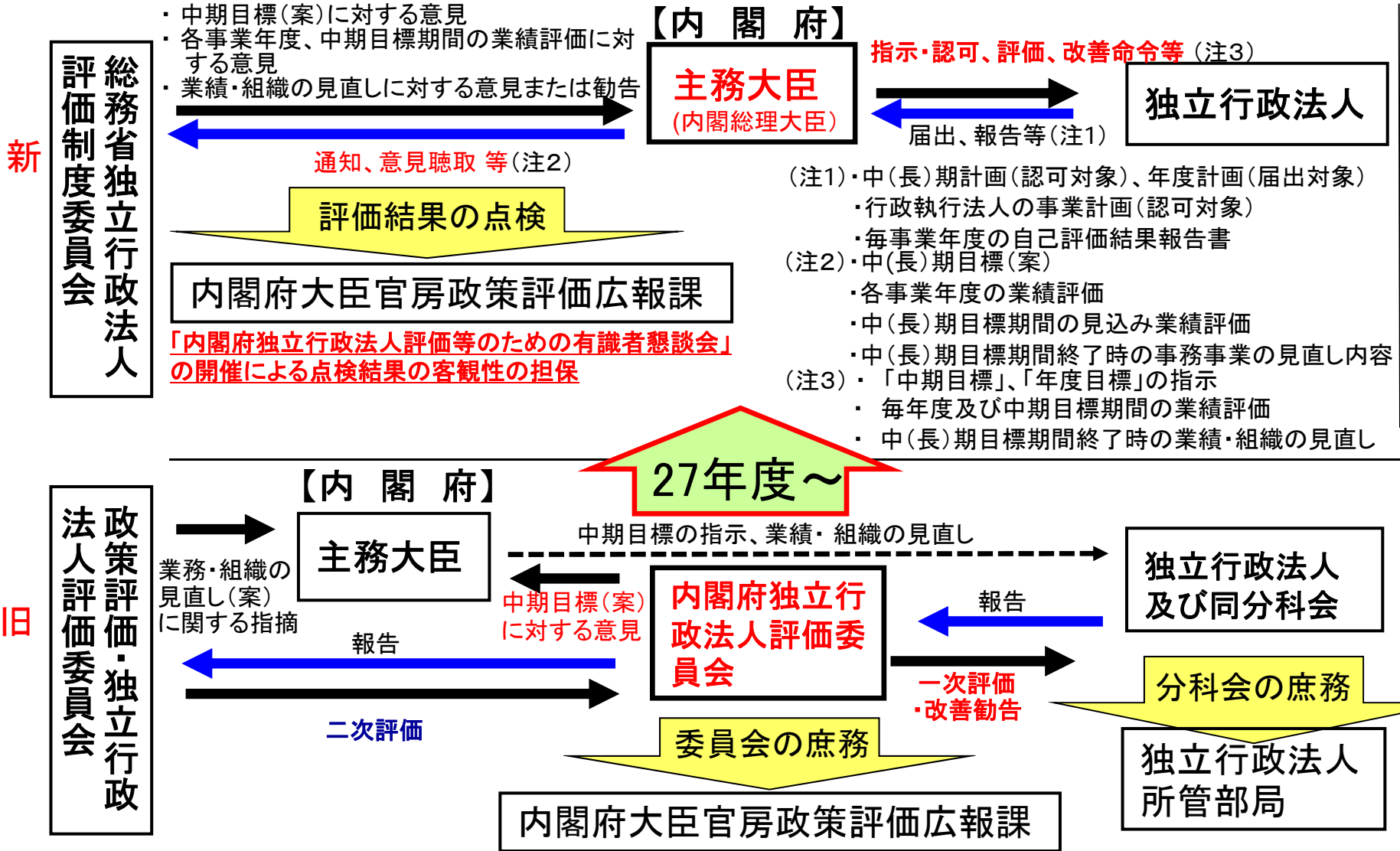
平成27年4月以降の独立行政法人の評価体制等と
「内閣府独立行政法人評価等のための有識者懇談
会」の開催について

平成27年7月28日

大臣官房政策評価広報課

平成27年度以降の独立行政法人の評価体制

平成26年6月に成立した独立行政法人通則法の一部改正法(以下、「現行通則法」)が平成27年4月より施行されたことにより、各府省独立行政法人評価委員会が廃止され、独立行政法人の目標策定から評価、業務改善まで一貫して主務大臣が主体となって実施する体制となった。



I . 現行通則法における評価体制

1. 現行通則法における独立行政法人の3分類と内閣府の該当法人

全法人を一律に規定している旧制度を見直し、業務の特性に対応して法人のマネジメントを行うため、以下の三つの分類を設けている。

(1) 中期目標管理法

公共上の事務・事業を中期的(3~5年)な目標・計画に基づき行うことにより、多様で良質なサービスの提供を通じて公共の利益を増進することを目的とする法人であり、内閣府では、「北方領土問題対策協会」が該当。

(2) 国立研究開発法人

研究開発に係る業務を主要な業務として、中長期的(5~7年)な目標・計画に基づき行うことにより、我が国の科学技術の水準の向上を通じた国民経済の発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人であり、内閣府では、「宇宙航空研究開発機構」及び「国立研究開発法人日本医療研究開発機構」が該当。

(3) 行政執行法人

国の行政事務と密接に関連した国の相当な関与の下に確実に執行することが求められる事務・事業を、単年度ごとの目標・計画に基づき行うことにより、正確・確実に執行することを目的とする法人であり、内閣府では「国立公文書館」が該当。

2. 目標・評価の仕組みの体制

目標を指示する主務大臣が評価に関与していなかった旧制度を改め、主務大臣の下での政策のPDCAサイクルを強化するため、主務大臣を評価主体とするなど目標・評価の一貫性・実効性の向上を図っている。

(注)PDCA:P(Plan:目標、計画)→D(Do:実施)→C(Check:評価)→A(Action:改善)

(1) 現行通則法における評価体制

- ・ 法人に目標を指示する主務大臣が、毎年度、業績評価を実施。
- ・ 主務大臣は、業績評価の結果に基づき、必要な業務改善命令(行政執行法人には必要な監督命令)。

(2) 目標設定、評価の在り方

- ・ 総務大臣は、目標・評価に関する指針を策定
- ・ 研究開発業務の目標・評価については、総合科学技術・イノベーション会議が指針案を作成し、総務大臣の指針に、その内容を適切に反映。
- ・ 国立研究開発法人の目標・評価等に関しては、主務大臣は、研究開発に関する審議会(外国人の委員任命も可)の意見を聴取。
- ・ 主務大臣は、目標を具体的に設定。
- ・ 国立研究開発法人の中長期目標・計画には、「研究開発の成果の最大化」に関する事項を記載。
- ・ 法人は、評価結果を業務運営の改善に反映(反映状況を公表)。

(3) 第三者機関のチェック

総務省に独立行政法人評価制度委員会を設置し、以下のチェック等を実施(委員は内閣総理大臣任命)

① 中期目標管理法人、国立研究開発法人

- ・ 主務大臣による目標案、中期(中長期)目標期間の評価結果、中期(中長期)目標期間終了時 の見直し内容をチェックし、意見。
- ・ 中期(中長期)目標期間終了時の見直しに際し、法人の主要な事務・事業の改廃について、主務大臣に勧告。
- ・ 勧告事項について、特に必要があるときは、内閣総理大臣の指揮監督が行われるよう意見具申。

② 行政執行法人

中期的な期間(3~5年)における業務運営の効率化の評価結果を点検し、意見。

Ⅱ．内閣府における対応（評価体制）

1. 内閣府における独立行政法人の評価体制

平成27年度以降、現行通則法により、内閣府所管の独立行政法人の業務の実績の評価等については、内閣府の主務大臣である内閣総理大臣が行うこととなった。当該評価作業等は独立行政法人所管部局が中心となって実施し、政策評価広報課は同評価作業結果の点検を行うこととなる。

同点検に際して、現行通則法第28条の2第1項の規定に基づく「独立行政法人の評価に関する指針」を踏まえ、内閣府が所管する独立行政法人（国立研究開発法人を除く。（注））の業務の実績の評価等の客観性を担保するため、「内閣府独立行政法人評価等のための有識者懇談会」（以下、「懇談会」という）を開催し、有識者の意見を聴取することとする。

（注）国立研究開発法人の評価等に際して「研究開発に関する審議会」から意見聴取を行うが現行通則法で規定されていることから、懇談会の対象から除くこととする。

2. 懇談会について

「資料1－別紙」参照